

## 警報等にかかる臨時休業等の対応について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。  
さて、標記の件につきまして次のように対応をさせていただきますのでご理解とご協力をお願いします。

### ○ 風水害等への対応

- ・朝6時の時点で県内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風、雪等の警報が出ている場合、状況に応じて臨時休業とすることがあります。ただし、**朝6時の時点で児童生徒の居住する地域に「特別警報」が出ている場合、臨時休業とします。**
- ・登校後に、荒天等の予報により、危険が予測される場合、緊急下校体制をとります。ただし、下校させることが危険と判断される場合、児童生徒は学校待機となります。
- ・臨時休業、緊急下校、学校待機等の場合、緊急連絡網により保護者に連絡をします。

※ 学区が広域にわたっていますので、場所により通学困難な状況になることが考えられます。その場合、保護者の判断で通学を見合わせる等の対応をお願いします。その際、遅刻、欠席扱いにはなりません。

### 【参考】

「特別警報」は、これまでの「警報」の発表基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表されます。特別警報の対象となる現象例は、「東日本大震災」(地震・津波)や「平成23年台風第12号」(大雨)のほか、昭和34年の「伊勢湾台風」(大雨・暴風・波浪・高潮)、平成24年7月の九州北部豪雨(大雨)、平成12年の三宅島噴火(火山噴火)などが該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度くらいの非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報を確認し、ただちに命を守るための行動をとってください。また、特別警報が発表されない場合でも、災害が発生することがあります。大雨や暴風など気象に関する災害のおそれがあるときは、従来どおり「警報」「注意報」が発表されますので、最新の情報を確認の上、注意・警戒をしてください。

現象の種類	現在想定されている基準
<p style="text-align: center;"><b>大雨</b> (地面現象※)</p>	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 ※地面現象については、現行の警報と同様、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する</p>
<p style="text-align: center;"><b>暴風</b></p>	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p>
<p style="text-align: center;"><b>高潮</b></p>	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</p>
<p style="text-align: center;"><b>大雪</b></p>	<p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>
<p style="text-align: center;"><b>暴風雪</b></p>	<p>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>